

道路整備事業等に係る補助率等のかさ上げ措置の継続について

建設部

1 概要

道路事業については、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（いわゆる道路財特法）の規定により、国費率が50%から55%にかさ上げ措置されているが、平成29年度末までの時限措置となっていた。

このため、平成29年第4回定例会において、平成30年度以降もかさ上げ措置の継続を求める意見書が議決され、国に提出された。

2 結果

平成30年3月30日、道路法等の一部を改正する法律が成立し、道路財特法に基づく道路の改築に対する国費率のかさ上げ措置を10年間延長するとともに、以下の内容の見直しが行われた。

(1) 交付金事業のかさ上げ措置の対象を社会資本整備総合交付金及び防災・安全社会資本整備交付金の重点配分対象事業に重点化する。

(2) 主な重点化する事業

ア ストック効果を高めるアクセス道路の整備

イ 道路施設の的確な老朽化・地震対策

ウ 通学路等の生活空間における交通安全対策